## 報告第5号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成17年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒 年

## 損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相	手	<u>方</u>	事件の概要
平成17年5月9日	97,650円				第12中学校校庭の防球ネッ
					トを越えてサッカーボール
					等が飛び出し、これが長期
					間に渡った結果、足立区
					の相手
					方駐車場の屋根(波板)を
					破損し、損害を与えた。
平成17年6月12日	168,000円				平成17年5月11日、足立区
					興野二丁目25番地12先の
					ごみ集積所に侵入するた
					め清掃車が後退していた
					ところ、車両左側後部が相
					手方住居のブロック塀に
					接触して塀の一部を破損
					し、損害を与えた。